

【表紙】

| | |
|---------------------|--|
| 【提出書類】 | 有価証券届出書の訂正届出書 |
| 【提出先】 | 近畿財務局長 |
| 【提出日】 | 2023年9月1日 |
| 【会社名】 | 株式会社ウィザス |
| 【英訳名】 | With us Corporation |
| 【代表者の役職氏名】 | 代表取締役社長 生駒 富男 |
| 【本店の所在の場所】 | 大阪市中央区備後町三丁目6番2号 KFセンタービル |
| 【電話番号】 | 06(6264)4202（代表） |
| 【事務連絡者氏名】 | 取締役統括支援本部長 赤川 琢志 |
| 【最寄りの連絡場所】 | 大阪市中央区備後町三丁目6番2号 KFセンタービル |
| 【電話番号】 | 06(6264)4202（代表） |
| 【事務連絡者氏名】 | 取締役統括支援本部長 赤川 琢志 |
| 【届出の対象とした募集有価証券の種類】 | 株式 |
| 【届出の対象とした募集金額】 | その他の者に対する割当 110,960,000円 （注） 募集金額は、本有価証券届出書提出日における見込額 （会社法上の払込金額の総額）であります。 |
| 【安定操作に関する事項】 | 該当事項はありません。 |
| 【縦覧に供する場所】 | 株式会社ウィザス 東京本部 （東京都港区芝一丁目5番9号） 株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号） |

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2023年8月23日付で提出した有価証券届出書について、2023年8月28日付で金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号の規定に基づく臨時報告書を提出したことに伴い、これに関連する事項を訂正するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

2【訂正事項】

第三部 追完情報

1. 事業等のリスクについて
2. 臨時報告書の提出

3【訂正箇所】

訂正箇所は下線で示しております。

第三部【追完情報】

1. 事業等のリスクについて

（訂正前）

後記「第四部 組込情報」の有価証券報告書（第47期事業年度）及び四半期報告書（第48期第1四半期）（以下「有価証券報告書等」といいます。）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後本有価証券届出書提出日（2023年8月23日）までの間において生じた変更その他の事由はありません。また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されていますが、当該事項は本有価証券届出書提出日（2023年8月23日）現在において変更の必要はなく、また新たに記載すべき将来に関する事項もないと判断しております。

（訂正後）

後記「第四部 組込情報」の有価証券報告書（第47期事業年度）及び四半期報告書（第48期第1四半期）（以下「有価証券報告書等」といいます。）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後本有価証券届出書の訂正届出書提出日（2023年9月1日）までの間において生じた変更その他の事由はありません。また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されていますが、当該事項は本有価証券届出書の訂正届出書提出日（2023年9月1日）現在において変更の必要はなく、また新たに記載すべき将来に関する事項もないと判断しております。

2. 臨時報告書の提出

（訂正前）

後記「第四部 組込情報」の有価証券報告書（第47期）の提出日以後、本有価証券届出書提出日（2023年8月23日）までの間において金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、2023年7月3日に臨時報告書を近畿財務局長に提出しております。

その報告内容は下記のとおりです。

（省略）

（訂正後）

後記「第四部 組込情報」の有価証券報告書（第47期）の提出日以後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日（2023年9月1日）までの間において金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、2023年7月3日に臨時報告書を近畿財務局長に提出しております。

その報告内容は下記のとおりです。

（2023年7月3日の臨時報告書）

（省略）

後記「第四部 組込情報」の有価証券報告書（第47期）の提出日以後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日（2023年9月1日）までの間において金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号の規定に基づき、2023年8月28日に臨時報告書を近畿財務局長に提出しております。

その報告内容は下記のとおりです。

（2023年8月28日の臨時報告書）

1 提出理由

当社の主要株主に異動がありましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2 報告内容

(1) 当該異動に係る主要株主の氏名又は名称

主要株主となるもの スイスアジア・フィナンシャル・サービスズ・ピーティーイー・エルティーディー
(Swiss-Asia Financial Services Pte. Ltd.)

(2) 当該異動の前後における当該主要株主の所有議決権の数及びその総株主等の議決権に対する割合

| | 所有議決権の数 | 総株主等の議決権に対する割合 |
|-----|---------|----------------|
| 異動前 | ___個 | ___% |
| 異動後 | 9,974個 | 11.10% |

(注) 1. 総株主等の議決権に対する割合は、2023年3月31日現在の発行済株式総数10,140,000株から議決権を有しない株式数1,151,097株を控除した総株主の議決権の数89,861個を基準に算出しております。

2. 総株主等の議決権の数に対する割合は、小数点以下第三位を四捨五入しております。

(3) 当該異動の年月日

2023年8月15日

(4) 本報告書提出日現在の資本金の額及び発行済株式総数

資本金の額 1,299,375千円

発行済株式総数 普通株式 10,140,000株